（様式第２－14号）

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和８年３月３１日

南島原市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、加津佐町	無	令和６年度 ～ 令和１０年度	南島原農地保全広域協定運営委員会	認定農用地の面積の減、長寿命化施設の数量の変更
○				加津佐町	無	令和６年度 ～ 令和１０年度	上登龍ふるさと活動組織	認定農用地の面積の減
○				加津佐町	無	令和４年度 ～ 令和８年度	後登龍地域活動組織	保全管理する施設数量の減、長寿命化施設の数量の変更
○				加津佐町	無	令和４年度 ～ 令和８年度	孝子の里・山内活動組織	認定農用地の面積の減
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		